

(別表)

指定管理料基準額

宮古島市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づく補助基準額（令和6年度）			基準額	
放課後児童健全育成事業 (特定分)	年間開所日数250日以上 の放課後児童健全育成事業者 (1支援の単位あたり年額)			
	原則、設置 運営基準ど おり放課後 児童支援員 (常勤職員 に限る)を 2名以上配 置した場合	基本単価	1支援が構成する児童の数 36人～45人	6,552,000円
			1支援が構成する児童の数 20人～35人	6,552,000円－(36人－支援の単位を構成する児童の数)×26,000円
		開所日数加算額	1日8時間以上開所する場合	(年間開所日数－250日)×26,000円
		長時間開所加算額	ア.平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)	「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間数×671,000円
	イ.長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)		「1日8時間を超える時間」の年間平均時間数×302,000円	
放課後児童クラブ支援事業	障害児受入推進事業 (1支援の単位あたり年額)	障害児を受け入れる場合	2,059,000円	
放課後児童健全育成事業 (一般分)	放課後児童支援員等処遇改善等事業 (1支援の単位あたり年額)	(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置	1,678,000円	
		(2)上記(1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置	3,158,000円	
	障害児受入強化推進事業 (1支援の単位あたり年額)	障害児を3人以上5人以下受け入れる場合	2,059,000円	
	育成支援体制強化事業 (1支援の単位あたり年額)	遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習生活を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用	1,500,000円	
放課後児童健全育成事業 (その他分)	放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業 (1支援の単位あたり年額)※1支援単位あたりの基準額は、919,000円を上限とする。	(1)放課後児童支援員を配置 対象職員1人当たり	131,000円	
		(2)概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人当たり	263,000円	
	放課後児童支援員等処遇改善事業 (月額9,000円相当賃金改善)	支援の単位ごとにごとに次により算出された額の合計額	11,000円×賃金改善対象者数×事業実施月数	